

改正道路交通法の概要

改正道路交通法（平成19年6月20日公布）の本年施行期日～平成20年6月1日

被害軽減対策

後部座席ベルトの装着義務付け（道路交通法第71条の3第2項）

運転者は自動車を運転するとき、座席に構造上座席ベルトが備えられていない場合を除いては、同乗者全員に座席ベルトを装着させなければなりません。

- 装着が免除される場合
 - 乗車定員制限内において座席数を超える者を乗車させる場合で、座席ベルトの数が不足する場合（12歳未満は3人で大人2人に換算することができる）
 - 負傷、障害、妊娠中などで座席ベルトを装着させることが療養上又は健康保持上適当でない場合
 - 著しく座高が高いか低いこと、著しく肥満していることなど身体の状態により、適切に座席ベルトが装着できない場合
 - その他法律で定めた緊急業務や集配業務等に従事している場合
- 違反行為に対する行政処分～運転免許に係る点数1点（高速道路等に限る。）

自転車利用者対策

普通自転車が歩道通行できる要件の明確化（道路交通法第63条の4第1項）

普通自転車は車道通行が原則ですが、次のような場合は例外として歩道が通行できます。



- 道路標識等により歩道が通行できるとされているとき
 - 児童、幼児その他政令で定める者が運転するとき
 - その他政令で定める者とは～70歳以上の者、内閣府令で定められた身体障害者
 - 車道又は交通の状況に照らして、歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき
 - 「やむを得ないと認められるとき」とは、
 - ・ 道路工事や駐車車両等のために車道の左側を通行することが困難な場合
 - ・ 著しく自動車の交通量が多く車道の幅が狭いなどのために車道を通行すれば、自動車等との接触の危険がある場合
- など、自転車の安全を確保するため、一時的に歩道を通行することがやむを得ない場合があります。

※ 歩道通行している普通自転車に対する警察官等の指示
普通自転車が歩道を通行できる場合であっても、歩行者の安全を確保するため、警察官等が歩道を通行しないように指示したときは、普通自転車は歩道を通行してはいけません。

普通自転車通行指定部分の通行方法の明確化（道路交通法第63条の4第2項）

普通自転車が歩道を通行できる場合において、歩道上に道路標識等による普通自転車の通行指定部分が示されているときは、普通自転車はその指定部分を徐行して通行しなければならない。

ただし、当該指定部分に通行しようとする歩行者がないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

※ 歩道を通行する歩行者の努力義務
歩行者は、歩道上に普通自転車通行指定部分があるときは、当該指定部分をできるだけ避けて通行するよう努めなければなりません。（道路交通法第10条第3項）

乗車用ヘルメットに関する規定の整備（道路交通法第63条の10）

児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童等を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

地域交通安全活動推進委員に関する規定の整備（道路交通法第108条の29第2項第3号）

地域交通安全活動推進委員の活動に「自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための活動の推進」が加えられ、自転車の安全利用に関する広報啓発や街頭活動の活性化が図られます。

高齢者対策等

75歳以上の高齢運転者の高齢運転者標識の表示義務付け（道路交通法第71条の5第2項）

75歳以上の者が普通自動車を運転するときは、高齢運転者標識を表示しなければなりません。

○ 違反行為に対する罰則等～反則金4千円、点数1点

※ 70歳以上75歳未満の運転者には標識表示の努力義務（道路交通法71条の5第3項）

※ 高齢運転者標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ、割り込みの禁止
（道路交通法第71条第5号の4）

聴覚障害者の保護に関する規定の整備（道路交通法第71条の6第1項）

政令で定める程度の聴覚障害があることを理由に、免許に条件を付されている者は、普通自動車を運転する場合には、聴覚障害者標識を表示しなければなりません。

○ 「政令で定める程度の聴覚障害」とは、補聴器で補っても現行の適性試験基準（10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえること）を満たさない程度の障害

○ 聴覚障害者標識の様式は、内閣府令で新たに規定予定

○ 違反行為に対する罰則等～反則金4千円、点数1点



（聴覚障害者標識）

※ 聴覚障害者標識を表示した普通自動車に対する幅寄せ、割り込みの禁止
（道路交通法第71条第5号の4）

その他所要の規定の整備

警察署長が移動保管した放置車両に関する規定の整備

○ 警察署長は移動保管した放置車両の所有者等が判明しないため、保管場所等について公示したときは、その公示内容等をインターネットなどの方法で公表することとなります。

（道路交通法第51条第10項）

○ 警察署等に移動保管された放置車両は、公示から3箇月を経過しても返還することができないときは、当該放置車両の所有権は都道府県に帰属します。

（道路交通法第51条第20項）

○ 警察署長は、移動保管した放置車両の所有者等が判明しないため必要があると認めるときは、保管した車両の使用者やその他の関係者等に対して、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとともに、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができることとなります。

（道路交通法第51条の2の2）

指定車両移動保管機関に関する規定の廃止

○ 警察署長は、車両移動保管関係事務を内閣府令で定める法人に委託できるようになり、指定車両移動保管機関制度に関する規定は廃止されます。

（道路交通法第51条の3第1項）

○ 車両移動保管関係事務の委託を受けた法人の役員等については秘密保持義務が課されます。

（道路交通法第51条の3第2項、第117条の4第1号）

○ 違反行為に対する罰則～1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

安全運転管理者に関する規定の整備

軽自動車以外の二輪の自動車（総排気量250ccを超える自動二輪車）を使用する貨物軽自動車運送事業者は、安全運転管理者選任義務の対象になります。

（道路交通法第74条の3第1項）